

2022年11月14日版

株式会社USEN Smart Works

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Bill One は Sansan 株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、特定協定事業者約款第8条（サービス料金）3. (1)（月額費用）(2)（従量費用）および、第28条（監査）は適用しません。

第5条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第6条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

- (5) 第 22 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された利用契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
 - (7) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
 - (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 （提供開始日）

本サービスの提供開始日は特定協定事業者から利用申込者へ通知いたします。

第8条 （サービス料金）

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとして、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を一括で支払うものとして、

- 2 本サービスの料金は、別記に定めるプランの年額費用および一時金とします。
- 3 契約期間中の請求書データ化件数は、プランごとに上限が定められています。上限を超過した場合別記 2. 料金表 第 3 表 3-1 に定める一時金を請求いたします。
- 4 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第9条 （申込みの取消し）

本サービスの申込みから提供開始までの間に、利用申込者の都合により利用契約の申込みを取消す場合は、申込みの年額費用の 12 分の 1 に相当する金額をキャンセル料として当社に支払うものとして、

第10条 （オプション）

本サービスには、別記に定めるオプションがあります。

- 2 オプションは、本サービス利用申込の時期に係らず申込みが可能です。
- 3 オプションのみでの契約はできません。
- 4 契約期間中にオプションを追加する場合の料金は、オプションを追加した月から提供終了日までの期間の月割りで請求いたします。
- 5 オプションサービスの契約期間および、支払方法は、主契約に準じるものとして、

第11条 （契約期間と更新）

本サービスの契約期間は提供開始日から起算して 1 年間とします。契約者が第 14 条（契約者が行う利用契約の解除）に基づいた通知を行わないときは、本契約は利用期間満了日の翌日から自動的に 1 年間更新されたものとし、以降も同様とします。

2 契約期間内に、第 14 条（契約者が行う利用契約の解除）に基づき利用契約が解除された場合または第 15 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項または第 30 条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）第 2 項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払うものとして、

第12条 （契約内容の変更）

契約者は、本サービスの契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により当社に届け出ていただきます。

- 2 当社は、第1項の請求があったときは、第6条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 契約期間中に基本プランの種別を変更することはできません。

第13条 （契約者の地位の承継等）

相続または法人の合併もしくは分割等により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併もしくは分割後存続する法人または合併もしくは分割により設立された法人は、当社所定の書類にこれを証明する書類を添えて当社またはUSEN GATE 02取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第14条 （契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、契約更新日の2ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。

- 2 契約期間中に利用契約を解除することはできません。
- 3 主契約の解約時は、付随するオプションサービスにも合わせて解約の通知が必要です。オプションサービスは単独で解約が可能です。

第15条 （当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

- 2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。
 - (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
 - (4) 解散の決議をなしたとき
 - (5) 違法行為をなしたとき
 - (6) 本契約に違反したとき
 - (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
 - (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
- 3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第16条 （利用制限）

当社は、次の場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

- (1) 当社または特定協定事業者の本サービスに関する設備の保守上やむを得ないとき。
- (2) 第23条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を制限するときは、原則としてその理由、利用制限をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 （利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が指定する支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 料金その他の債務の決済に使用する預貯金口座の利用が認められないとき。
- (3) 契約申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
- (4) 第22条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき。
- (6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
- (7) その他、当社が、緊急性が高いと判断したとき。
- (8) 前各号のほか、本サービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのあるとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則としてその理由、利用停止をする日を当社所定の方法により契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合および前項第5号に該当する場合は、この限りではありません。

第18条 （割増金）

契約者は、料金その他の債務の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第19条 （遅延損害金）

契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第20条 （免責）

当社は、明示、黙示を問わず、本サービスの完全性、正確性、適合性、確実性、有用性等いかなる保証を行うものではありません。

2 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者（従業員を含む）の損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、本サービスに関して契約者及び第三者（従業員を含む）に生じた営業価値の損失、使用機会の逸失、業務もしくはサービスの中断・停止又はあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むが、これに限られない）を含め、たとえこれらの損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の直接的、間接的、特殊的、付随的又は結果的損失、損害について一切の責任を負わず、第三者のいかなるクレームについても責任を負わないものとします。

第21条 （承諾の限界）

当社は、契約者から本約款の規定に基づく請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、または保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。ただし、この約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第22条 （契約者の義務）

契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

- (1) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定めに反しないこと。
- (2) ユーザーアカウントおよびパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに、契約事務を行うUSEN GATE 02取扱所に届け出ること。
- 2 契約者は、自身による本サービスの利用およびこれに伴う行為に関して、問合せ、クレーム等が通知された場合および紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理するものとします。
- 3 契約者は、第三者の行為に対する請求、要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理するものとします。
- 4 契約者は、自身による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（契約者が、約款、規約および提供要領上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第23条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第24条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者（特定協定事業者）に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者（特定協定事業者）に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第25条 （再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第26条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第27条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第28条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾す

るものとしします。

第29条（業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとしします。

第30条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとしします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとしします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第31条（準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令としします。

第32条（合意管轄）

契約者と当社の間で利用約款に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

（以下余白）

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「Bill One サービス約款」

2. 料金表 (すべて税別表示)

第1表 Bill One ライセンス 基本プラン

| プラン名 | 1年間の請求データ 件数の上限 | 初期費用 | 年額費用 |
|------------|--------------------|-----------|-------------|
| 1200 件プラン | 1,200 件 | 300,000 円 | 480,000 円 |
| 3600 件プラン | 3,600 件 | 300,000 円 | 1,200,000 円 |
| 6000 件プラン | 6,000 件 | 500,000 円 | 1,980,000 円 |
| 12000 件プラン | 12,000 件 | 500,000 円 | 3,960,000 円 |

※ 上記以外のプランは個別見積により定めます。

第2表 オプション

| オプション名 | 年額費用 |
|--------------------|------|
| セキュリティオプション A (※1) | 個別見積 |
| セキュリティオプション B (※2) | |
| 複数テナントオプション | |
| FB データオプション | |
| 倉庫保管オプション | |
| Bill One API オプション | |
| 追加データ化オプション | |

※1 IP アドレス制限オプション と SS0 オプションの組み合わせ

※2 IP アドレス制限オプション と 2 要素認証オプションの組み合わせ

第3表 一時金

3-1 請求書データ化件数が上限を超過した際の追加費用

本サービスは第1表に定めるプランごとに、契約期間中に処理できる請求書データ化件数に上限があります。「1年間の請求データ件数の上限」に定める件数の上限を超過した場合、下表の「上限追加数」分が追加され、年額費用に加えて「一時金金額」を支払うものとします。

| プラン名 | 追加上限数 | 一時金金額 |
|------------|---------|-----------|
| 1200 件プラン | 100 件 | 80,000 円 |
| 3600 件プラン | 300 件 | 200,000 円 |
| 6000 件プラン | 500 件 | 330,000 円 |
| 12000 件プラン | 1,000 件 | 660,000 円 |

※ 上記以外のプランの追加上限数と一時金は、個別の見積書により定めます。

3-2 その他一時金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|------------------|--------|-----------|
| 申込みの取消しに係るもの | 1 契約ごと | 年額費用の1か月分 |
| 契約者の氏名などの変更に係るもの | 1 契約ごと | 0円 |

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

| 対応する特定協定事業者約款の表記 | 当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記 |
|------------------|--------------------------------|
| Sansan 株式会社 | 株式会社USEN Smart Works |
| お客さま | 契約者 |

第2表 対象となるサービスの読替え

| 対応する特定協定事業者サービス | 当社の提供するサービス |
|-----------------|----------------------------|
| Bill One | USEN GATE 02 Bill One サービス |

(以下余白)